

事 務 連 絡  
令和 3 年 10 月 22 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧開始について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムを利用した特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査及び同法第 125 条第 1 項に基づく健康診査をいう。以下同じ。）に係る情報の閲覧等（マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧、医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧並びに保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供）のうち、マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧について、本年 10 月 21 日より開始しましたので、お知らせします。

保険者におかれましては、引き続き、「特定健康診査情報及び後期高齢者の健康診査情報に係るファイルのオンライン資格確認等システムへの登録状況及び登録予定の加入者への周知について」（令和 3 年 9 月 28 日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課事務連絡）（別添）においてお示したとおり、加入者及び後期高齢者医療の被保険者（以下「加入者等」という。）が自らの特定健康診査等に係る情報をマイナポータルにおいて閲覧できるようになる時点を把握できるよう、加入者等に対して、特定健康診査等に係る情報の登録状況及び登録予定を周知いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関

係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。